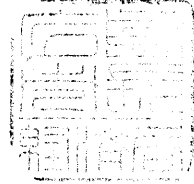


広 経 地 第 5 号
平成20年4月9日

広島市監査委員 様

広島市長 秋 葉 忠 利
(経済局地域産業支援課)



平成11年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への
対応結果について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査の対象 貸付金の執行状況について

項目 生業資金貸付金

主管課 経済局 地域産業支援課

意	見
1 生業資金貸付金は、住宅資金貸付金と貸付対象者を同じくしており、回収担当について一元化等の回収体制の整備・再編について検討を加えるべきである。	2 費用対効果の面も検討し、合理的な滞納整理手続きについて、組織の在り方も含め検討すべきである。
3 償還能力のある滞納者には回収強化をする一方、社会的弱者と認められる滞納者には、免除規定を設定し、免除制度を弾力的に運用出来るよう検討すべきである。	

対	応	結	果
1 回収体制の整備・再編について関係部局（経済局経済振興課及び市民局人権啓発部）で協議した結果、生業資金貸付金、住宅資金貸付金に対する償還滞納者（債務引受人を除く）はそれぞれ29人、123人（H16. 3. 31 現在）であるが、その中で重複して償還を滞納している者は7人のみで、一元化の効果は大きくなく、双方で連絡調整を図ることで効率的な対応は可能であることから、平成15年度に現行の体制が望ましいとの結論に達した。	2 滞納整理については、債務者の償還能力に応じた効率的な徴収を行うため、平成18年度までに債務者に面会し、償還能力の現況を把握するとともに、連帯保証人への請求について話し合いを行ってきた。これを基に、今後とも債務者それぞれの実情に応じた合理的な滞納整理に努めていく。 なお、組織の在り方については、当該業務以外の庁内の他の債権回収業務（税徴収等を除く）を合わせたとしても、その総業務量は新たな組織を立ち上げるほどにはならないと考えられるため、引き続き経済局地域産業支援課で事務処理する。	3 免除制度の弾力的な運用については、「旧五日市町生業資金貸付条例の規定に基づく生業資金の経過措置に関する条例」第2条の規定に基づき、旧条例第8条の免除規定を根拠として、貸付金の償還を免除する場合には、償還期間が到来するまでにその決定を行う必要があり、償還期限後の現在においては免除の決定を行うことができない。 なお、無資力で支払能力がないと判断される者については、地方自治法施行令第171条の7に基づく免除規定を適用するため、同施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の措置を講ずる。	